

## 第26回（平成30年度第1回）熊谷市入札適正化委員会

1 開催日時 平成30年10月11日（木）午後2時開会

2 開催場所 熊谷市役所議会棟 第4委員会室

### 3 会議の内容

(1) 開 会

(2) あいさつ

(3) 議 事

ア 委員長の互選及び委員長職務代理の指名

イ 熊谷市入札適正化委員会及び熊谷市の入札制度の概要

ウ 入札手続の運用状況に関する報告

エ 抽出事案に関する審議

〈市長部局〉

建設工事

- |          |         |     |
|----------|---------|-----|
| ・ 一般競争入札 | 3件／対象案件 | 65件 |
| ・ 指名競争入札 | 1件／対象案件 | 39件 |
| ・ 随意契約   | 0件／対象案件 | 5件  |

業務委託

- |          |         |     |
|----------|---------|-----|
| ・ 指名競争入札 | 1件／対象案件 | 22件 |
|----------|---------|-----|

〈水道部〉

建設工事

- |          |         |     |
|----------|---------|-----|
| ・ 一般競争入札 | 1件／対象案件 | 15件 |
| ・ 指名競争入札 | 0件／対象案件 | 8件  |

業務委託

- |          |         |     |
|----------|---------|-----|
| ・ 指名競争入札 | 1件／対象案件 | 14件 |
| ・ 随意契約   | 0件／対象案件 | 1件  |

オ 次回抽出委員の指名

カ その他

(4) 閉 会

## 議事の概要

### 1 委員長の互選及び委員長職務代理の指名

現委員体制となって初めての委員会であるため、委員長及び委員長職務代理を決定した。

### 2 熊谷市入札適正化委員会及び熊谷市の入札制度の概要

資料に基づき、事務局から、熊谷市入札適正化委員会及び熊谷市の入札制度の概要について説明を行った。

#### 【質疑応答】

委員： 最低制限価格及び設計金額の公表は、どのタイミングで行うのか。

事務局： 1, 000万円以上の設計金額については事後公表としており、落札者の決定と同時に公表することとしている。また、最低制限価格については、計算式のみを公表しており、具体的な価格は、落札者決定時に公表している。

委員： 低入札価格調査制度において失格基準価格を設定することとしたようだが、設定に至った背景を教えてください。

事務局： 建設工事の品質確保を目的として設定することとした。

なお、本年4月から8月末までに執行した入札においては、設定の対象となる案件はなかった。

委員： 設計金額はどのように公表するのか。

事務局： 事前公表の場合には、指名通知書に記載している。また、事後公表の場合には、入札結果表等に記載している。

委員： 公表は、工種ごとではなく総額を記載しているのか。

事務局： 総額での公表としている。

委員： 失格基準価格の設定は、熊谷市独自の制度か。

事務局： 設定の判断は市で行っているが、制度自体は他の自治体においても広く実施しているものである。

### 3 入札手続の運用状況に関する報告

資料に基づき、事務局から、平成30年4月1日から平成30年8月31日までの建設工事及び工事に係る業務委託の状況概要について説明を行った。

#### 【質疑応答】

委員： 水道部において執行した業務委託の入札において、随意契約によるものが1件あるが、随意契約を採用した理由は何か。

事務局： 当該業務は、埼玉県が施工する熊谷西環状線の整備工事着手に伴い、配水管改良工事を急ぎ発注することになったことに起因するものである。県の整備工事に先立って完成させなければならず、短期間での履行が求められるため、昨年度同路線の業務を受注し埋設情報を有している業者への随意契約とした。

### 4 抽出事案に関する審議

下記事案について、事務局から説明を行った。

委員からは下記のとおり質疑があり、適宜事務局から回答し、了とされた。

#### <市長部局>

事案1 熊谷市立大原中学校トイレ改修建築工事【一般競争入札】

【質疑応答】

委員： この工事の対象箇所は大原中のみか。

事務局： そのとおり。

委員： 発注工事等一覧表を見ると、同一の学校において複数のトイレ改修工事が発注されている。複数の工事に分割して発注した理由は何か。

事務局： 今回は、建築、設備及び電気の3工事に分割して発注している。業種ごとに分割することで、各工事における専門性を発揮でき、円滑に施工できると考え、分割発注とした。

事務局： なお、建築工事は床、壁及び天井を改修するものである。一方、設備工事は、便器の新設や給排水管の改修である。

委員： 複数の業種を担当できる業者が少ないということであればやむを得ないが、一括発注すれば、複数の工事で重複する経費を削減できるのではないか。

事務局： 工事の規模から、今回の案件では8者以上の対象業者を選定する必要があった。建築工事業及び管工事業の両方を対象として選定しようとする、その条件を満たすことが難しくなる。

また、夏休み期間で完了させるためにも、分割したほうが効率的である。

事務局： 建築工事業@級と管工事業A級の業者となると、該当するのは2者である。

委員： 施工対象のトイレは同一の箇所か。

事務局： そのとおり。

委員： 分割発注による工期短縮は経費の削減に効果的とも捉えられるが、一括発注によって経費を削減できたり、複数業者による施工の重複を防げたりするという意見があることも承知されたい。

事務局： 昨年度までに実施した体育館の工事において分割発注していたことも参考にしつつ、総合的に判断したものである。

委員： 発注工事等一覧表を見ると、吉岡小学校の建築工事が見当たらないが、発注状況はどうか。

事務局： 当該案件は、応札が得られないことによる入札不調が続き、成立した入札の執行が9月1日以降となったため、今回の発注工事等一覧表には掲載していない。

委員： 今回の抽出事案においては、落札した1者以外が辞退しているが、応札者が少ない理由は何が考えられるか。

事務局： 本事業のような改修工事は、新築工事に比べ施工条件に制約があるため、いわゆる不人気工事である。また、工期が短い点も敬遠される要因の一つと考えている。

委員： 同様の工事が複数発注されているようだが、応札状況は芳しくないのか。

事務局： 他のトイレ改修工事も応札状況は同様である。

参考までに他の学校のトイレ改修建築工事に係る入札への応札状況を紹介する。

奈良小学校は1者、籠原小学校は一度不調となった後の再度入札において1者三尻中学校は2者、三尻小学校は2度の不調の後の入札において1者、という状況において成立した。

委員： 昨年度の同時期に発注された案件は30件程度であったのに比べ、本年度は65件の発注がなされている。件数の多さが印象的である。

その中で、応札者が1者のみというのは、一般競争入札が機能していないのではないか。発注の時期をずらすなどの検討はなされたのか。

事務局： 今年度は9つの学校についてトイレ改修工事を発注した。これは、教育委員会において計画した改修計画であり、計画策定当初は可能な限り早急にすべての学校の改修を終えることを狙ったものであった。今後は、本年度の入札の状況等も踏まえながら、対象の学校数を検討していきたい。

## 事案2 第2北大通線道路改良工事【一般競争入札】

### 【質疑応答】

委員： 最低制限価格をわずかに下回っての失格者がいるが、最低制限価格の妥当性はどうか。

事務局： 最低制限価格については、その算定式を公表している。算定式は、中央公契連（中央公共工事契約制度運用連絡協議会）モデルという、国土交通省において採用されている算定式を準用している。

委員： 基準や線引きを設けないと、ということか。

事務局： そのとおり。

委員： 本事案において最低制限価格と失格者の応札額にわずかな数字の差が出ていることについては、積算の難易、計算の誤り等、どのような要因が考えられるか。

事務局： 本事案の対象工事は、平成29年度にも同様の工事を発注しており、工事内容が特殊であったり、積算が難しかったりするということはない。

1億円を超える設計金額に対する1～2万円の差であるので、計算ミスではないかと考えている。

熊谷市では、積算上必要な交通誘導員の算定基準も開示している。

委員： 失格者が続出する状態は、望ましいとは言えないと思うので、引続き情報の適切な公開を進められたい。

委員： 昨年度、同様の工事を総合評価方式で実施し、5者の応札があったようだ。

今回は総合評価方式を採用せず、一般競争入札で実施したところ8者の応札が得られた。総合評価方式を採用しないことによって、応札者が増加したのと考えてよいか。

事務局： 総合評価方式は、事前に提出を求める書類が多いこと及び類似工事の施工実績等を評価することから、実績をもたない場合には敬遠する可能性がある。

今回は、そういった条件のない、純然たる価格競争の入札であったことから、総合評価方式と比べ応札しやすい環境ではあったと考えられる。

## 事案3 舗装打替工事（八木田）【一般競争入札】

### 【質疑応答】

委員： 等しい応札額が並ぶことは頻繁に起こるのか。

事務局： 舗装工事は、既存の舗装を破碎し、新たに敷くという工事である。複数の応札額が同額となる場合も多い。単純な工事であり、積算が容易であることから、最低制限価格と同額での応札も多いのが現状である。

委員： 電子くじの仕組みや流れについて教えてほしい。

事務局： 電子くじは、埼玉県電子入札共同システム内において処理されるものである。

応札者は、入札処理時に任意の3桁の数字（くじ番号）を設定する。

設定された数字とシステム内で自動発生させた乱数とを合わせ、くじ対象業者数（本事案においては12者）分を全て合計する。

合計された数値を、くじ対象業者数（本事案においては12）で割った余り（本事案では0～11までの12通り）を求める。

入札処理を行った順に、0から順に（本事案では11まで）数字を割り当てていき、割り当てられた数字と余りの数字が一致した業者が当選となるものである。

委員： 昨年度発注された、同じ名称の工事の入札では、3者によるくじ引きであった。

一方で、今回は12者によるくじ引きであり、対象業者数の増加が顕著である。

また、昨年度の入札において最低制限価格と同額であった業者が、今回は同額ではなかった。要因など、考えられるものはあるか。

事務局： 契約に至った案件の情報は、情報公開の対象である。公開を請求できる内容は、工事の内容から採用した単価まで多岐にわたることから、過去に発注された工事と同様の工事の積算は難しいものではない。

委員： 多くの業者によるくじ引きの発生は、競争原理が働いているのか疑問である。これまでの入札結果等から、課題として認識されているのか。

事務局： くじ引きの多発は、違和感のある状況である。  
一方で、工事の品質確保、従事者の人件費の確保等を目的とした最低制限価格制度は必要であるため、現在としては方法を模索している段階である。

#### 事案4 熊谷市立熊谷学校給食センター洗浄室床下蒸気・給湯管改修工事【指名競争入札】 【質疑応答】

委員： 請負率が100%であるが、問題ないのか。

また、辞退者が多い理由としては何が考えられるか。

事務局： 本事案は、指名競争入札によってなされた案件であり、設計金額を事前公表としていることから、100%の金額での応札は可能である。

事務局： 本事案の対象施設は、学校給食センターということもあり、学校給食の提供がなされない夏休み期間内での工事である。また、施工箇所が地下の狭い空間ということもあり、応札が敬遠されたものと考えている。

委員： 入札結果を見ると、公表している設計金額を超える額で応札している者がいるがなぜか。

事務局： 発注者側では分かりかねる。

委員： 入力誤りということも考えられるか。

事務局： その可能性もありうる。

事務局： 本事案については、昨年度に2度、今年度に1度の入札不調を経て、実質4度目の入札である。

1度目は管工事業B級から、2度目及び3度目は範囲を広げ@、A及びB級から、それぞれ業者を選定し、実施したところ、いずれの入札も全ての業者が辞退した。

#### 事案5 下水道実施設計業務委託【指名競争入札】

##### 【質疑応答】

委員： 落札業者のみが、格段に低い価格で応札しているが、本事案の業務を請負うことでメリットがある等、要因として何か考えられるか。

また、低入札価格調査はどのような形で実施されるのか。

事務局： 落札した業者は、下水道の設計を主な業務として事業展開している。測量や道路設計等を主な業務としている他の業者と比べ、業務に精通していることが価格に反映されたものと考えている。

低入札価格調査については、落札候補者を呼び、経営状況等を聞き取って実施している。

委員： 調査時に書類の提出も求めるのか。

事務局： 経費等を記載した入札金額の内訳書を提出させている。

事務局： 低入札価格調査の場合には、低入札価格調書を業者から徴取した上で調査を実施している。

委員： 調書はどのようなものか。

事務局： 調書は、契約室において制度運用の様式として定めているものである。

委員： これだけ低価格での応札が生じているとなると、設計金額の妥当性も気になるところであるが、今後設計金額自体を下げることは考えているか。

- 事務局： 設計及び積算においては、埼玉県にて作成している単価表や、下水道協会の歩掛りを使用しており、設計金額を恣意的に下げることが考えていない。
- 委員： 下水道の設計を主な業務としている業者は多くはないのか。
- 事務局： 過去には多くいたが、公共工事の発注数が減少していることもあり、業者数は減少しているところである。
- 委員： 具体的な業務内容はどのようなものか。
- 事務局： 業務の対象箇所は下水道が未整備の範囲である。  
本業務は、下水道の上流から下流に向け敷設する下水道管の勾配を検討したり、敷設に伴う土工の数量計算を行ったりするものである。
- 委員： 今回の落札業者が業務を行うのは、これが初めてか。
- 事務局： 平成29年度に熊谷市拾六間地内において同様の業務を実施している。
- 委員： 過去にも受注実績があるということで、業務に精通していることにも頷ける。  
これまでに、他の業者が受注したこともあるのか。
- 事務局： これまでに複数の業者が受注している。今回の入札に参加している業者の中には落札者を含め少なくとも5者は過去の受注実績がある。
- 委員： いずれも問題なく業務を完了したのか。
- 事務局： 業務履行については問題なく完了した。
- 委員： 今回の落札者から必ずしも応札が得られるとも限らないか。
- 事務局： 年度末等、業者の繁忙期に発注が重なった場合、応札が得られない可能性もある。

#### <水道部局>

##### 事案6 江南浄水場自家発電装置更新工事【一般競争入札】

###### 【質疑応答】

- 委員： 入札参加対象業者数が14者とのことだが、市内に本店を有する業者は含まれているか。
- 事務局： 設定した資格に合致する市内本店業者はなかった。市内ということであれば、市内代理が1者いた。
- 委員： 資格に合致する14者のうち、3者しか応札がなかったが、辞退が多かった要因として何が考えられるか。
- 事務局： 今回の工事は、ガスタービンエンジンを伴う発電機の更新を行うものである。  
更新対象の装置を製造しているメーカーは全国でも4者程度しかおらず、その4者と取引がある業者となると数が限られるため、応札が少なかったものと考えられる。
- 委員： 本事案では、落札者と次順位者の応札額に6千万円の差がある。これほどの差が開くものなのか。
- 事務局： 装置が汎用品ではなく特別注文品となることが要因の一つとして考えられる。  
埼玉県において、見積額が100万円を超える製品については、価格調査を実施することとなっており、今回はその条件に当たるため、価格調査を実施した。  
落札業者以外については、自社製品では対応できないため、他社の製品を扱うという点が価格に反映されたことで応札額に差が出たものと考えている。

##### 事案7・・・吉岡配水場施設改修工事等実施設計業務委託【指名競争入札】

###### 【質疑応答】

- 委員： 3箇所の施設を一括で発注することとなったのはなぜか。
- 事務局： 本事案の業務は、施設の統廃合を目的としたものである。  
吉岡配水場を廃止、吉岡浄水場に一元化させるべく、既存施設の撤去工事の設計

を行うものとした。

なお、東部浄水場については、各浄水場の情報を、中央監視設備によって集中管理していることから、その設備の更新を行うものである。

#### 5 次回抽出委員の指名

次回委員会において抽出事案を選定する委員を指名した。

#### 6 その他

委員： 小・中学校のトイレ改修の完了予定はいつか。

事務局： 平成37年度（2025年度）完了予定である。学校の統廃合の計画にも影響を受けるので、その進捗を注視しつつ進めていきたい。

委員： それでは、今後も複数校について発注していくということか。

事務局： そのとおり。各年5校程度を予定している。

委員： 分割発注や一括発注等の発注方法の工夫については、経費の削減、透明性の確保及び公平性の担保を踏まえたうえで、十分に検討されたい。

以上で、閉会となった。